

中長期（包括・個別）

<ポイント>

- 延払部分の保険料計算方法は、現行体系と変わりません。
- ただし、各種割増料率の設定により、計算方法をより簡便なものとしています。
- ガイブリ方式未導入の個別保険についても、今回ガイブリ方式を導入します。
- サプクレの船前保険料及び船後キャッシュ部分については、短期新体系にしたがって、保険設計・保険料算を行うこととなります。（ただし、船前については、現行体系同様、「保険契約締結日～期間MS日」を保険料計算期間として保険料を計算）

<保険料計算方法>

非常保険料と信用保険料を別にせず、総合料率として計算

延払保険料＝貸付元本×総合料率（％）×各種割増係数

（※）新体系では、個別保険でも、現行の包括同様、貸付金利（建中金利除く）は保険料計算の対象外となる。（ただし、金利 20%まではてん補対象となり、保険設計上も、実際の金利率に関わらず、一律 20%で計算した利息額を保険価額として保険設計。）

①総合料率（％）

総合料率（％）＝ $(aX + b) \times \text{非常付保率} \div 0.95 \times \{(\text{非常付保率} - 0.95) \div 0.05 \times c + 1\} \times d$

a…期間料率（1年あたりの料率）

X…保険料計算期間（日数を年換算）

b…最低料率

c…qualitative surcharge

（*）計算結果は、小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。

料率a、b 係数c、d

国カテ	a (期間料率)	b (最低料率)	c	d
A	0.050	0.175	0.00000	0.99650
B	0.100	0.350	0.00000	0.99650
C	0.225	0.350	0.00337	0.99350
D	0.392	0.400	0.00489	0.98500
E	0.585	0.500	0.01639	0.98250
F	0.780	0.800	0.03657	0.98250
G	0.950	1.200	0.05878	0.98000
H	1.120	1.800	0.08598	0.98000

保険料計算期間 X (1日きざみ。ただし、年換算する。)

「期間MS～決済起算点の期間」+「決済起算点～最終決済期限の期間(延払期間)」

(※) 半年賦均等払いでない場合には、AWLを使って半年賦均等ベースの期間に引きなおす。

②各種割増係数

総合料率を必要に応じて、下記のとおり割増引する。

- 信用危険不てん補割引 (0.9) (→下記参照)
- バイヤーサーチャージ (→下記参照)
- 外貨割増 (1.27)
- EPR割増 (1.111) (※) EPR 案件では信用不てん補割引 (0.9) とEPR割増 (1.111) の両方を行う。
- ガイプリ permitted exception に基づく割引
- サプライヤーズクレジットにおける保険料分割納入割増
- 商品係数 (1.3) …個別保険で引受を行う場合のみ適用

信用危険不てん補割引

現行体系では、総合料率の 90%を非常料率、10%を信用料率としているが、新体系では、非常・信用の区別を行わない。このため、非常のみ付保(信用危険をてん補しない)の場合には、総合料率を 10%割り引く。

バイヤーサーチャージ

現行体系では、Non-LG信用案件の信用保険料は、ガイプリ方式とは全く異なる方法で別計算して、それを総合料率の 90%に足し合わせる計算を行っているが、新体系では、総合料率を単純に割増する方式となる。

具体的には、下表のバイヤーサーチャージ(割増率)を次の計算式に当てはめた結果を割増係数として、①で算出された総合料率に乘じることとなる。

[割増係数の計算式]

割増係数=1+バイヤーサーチャージ×信用付保率÷0.95

(*) 計算結果は、小数点以下第4位を四捨五入し、第3位までを有効とする。

(バイヤーサーチャージ一覧)

国カテ	ソブリン 案件	銀行 案件	Non-LG信用案件				
			案件格付 1	案件格付 2	案件格付 3	案件格付 4	案件格付 5
A	0.00	0.00	0.62	2.05	3.48	4.92	6.35
B	0.00	0.00	0.26	0.98	1.69	2.41	3.13

C	0.00	0.00	0.08	0.45	0.82	1.18	1.55
D	0.00	0.00	-	0.23	0.45	0.67	0.90
E	0.00	0.00	-	0.12	0.27	0.42	0.57
F	0.00	0.00	-	0.06	0.17	0.28	0.39
G	0.00	0.00	-	0.03	0.12	0.21	0.29
H	0.00	0.00	-	0.01	0.08	0.15	0.22

(※) ソブリン案件と銀行案件は、割増なし(係数は、1.00)。ただし、銀行案件については、将来的な導入を検討する。

[サプライヤーズクレジットの分割徴収制度]

保険料は、保険契約締結時に一括で徴収するのが原則であるが、現行制度と同じように、お客様のオプションで、保険料の分割納付を選択することも可能。(ただし、新たに割増保険料を課すこととする。)

(1) 分割徴収の対象

- 延払保険料を分割徴収の対象とする。(船前保険料と船後キャッシュ部分の保険料は、保険契約締結時に一括徴収する。)
- ただし、対象の輸出契約が円建て・米ドル建て・ユーロ建てであり、かつ、保険料分割期間が5年以内であることが必要。

(2) 分割徴収方法

保険料の50%ずつを2回に分けて徴収する。

<1回目> 保険契約締結時

<2回目> 決済起算点前の任意の日

(お客様が指定。起算点前であれば、いつであっても構わない。)

(※) 引受後に2回目の徴収時期を変更することは不可。

(3) 割増料率

延払保険料全体について、一定の割増を行う。

(船前保険料と船後キャッシュ部分の保険料は、一括徴収するので、割増の対象外。)

割増係数 $= 0.5 + 0.5 \times (1 + R)^n$

係数R… 決済等が行われる通貨に適用されるCIR

係数n… 保険契約締結日から第2回目保険料支払日までの期間(年単位)

< 割増係数(2004年1月時点) >

分割期間	JPY	US\$	EURO
1年以下	1.003	1.016	1.017

2年以下	1.006	1.033	1.035
3年以下	1.009	1.050	1.053
4年以下	1.012	1.067	1.072
5年以下	1.014	1.085	1.091

(*1) 分割期間は、「保険契約締結時～第2回目保険料支払日」までの期間

(*2) 割増係数は、毎年1月と7月に、金利情勢等に応じて見直しを行う。HP にて周知。